

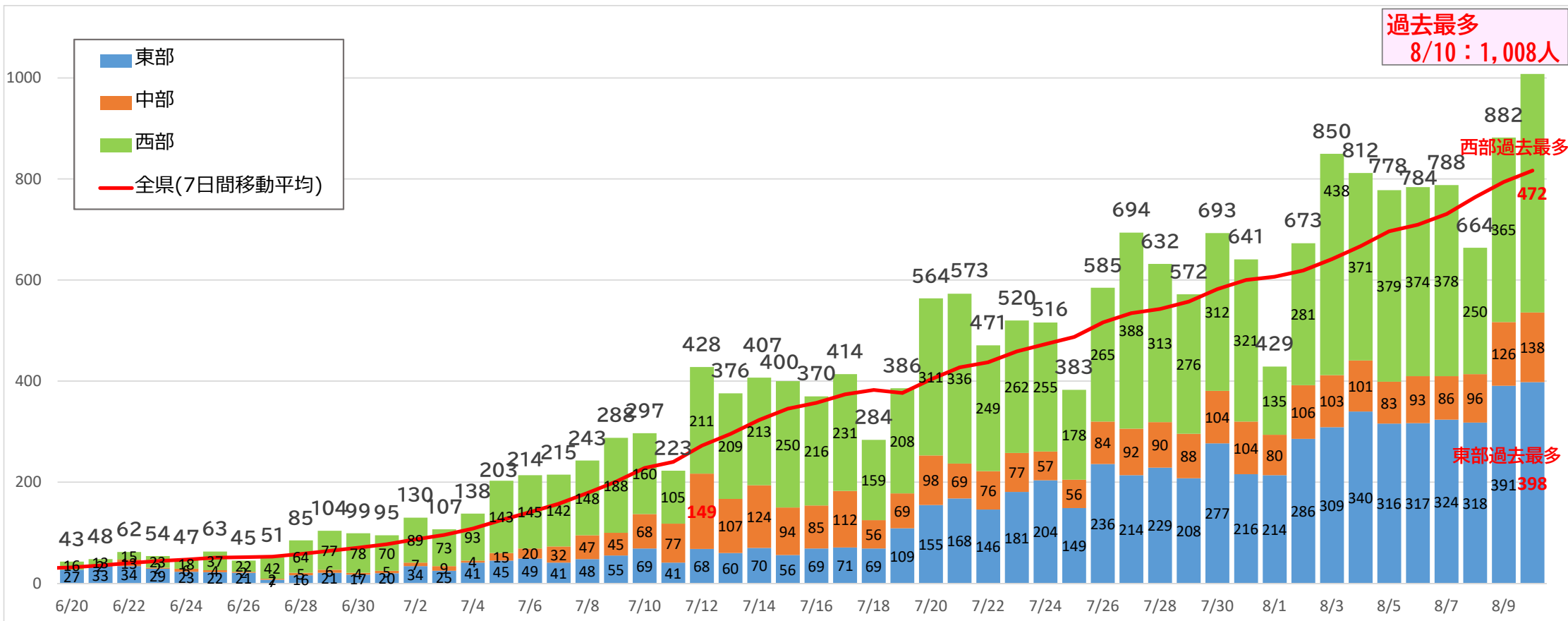
鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第245回） 県内4市新型コロナウイルス感染症対策本部 合同会議

- 日時：令和4年8月10日（水）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、危機管理局、福祉保健部、子育て人財局、生活環境部、商工労働部
（テレビ会議参加）
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市長、鳥取市保健所長
倉吉市長
米子副市長
境港副市長
鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
- 議題：
 - （1）県内の感染状況について
 - （2）感染急拡大を受けての対応について
 - （3）その他

新規陽性者数の推移

【公表日ベース】

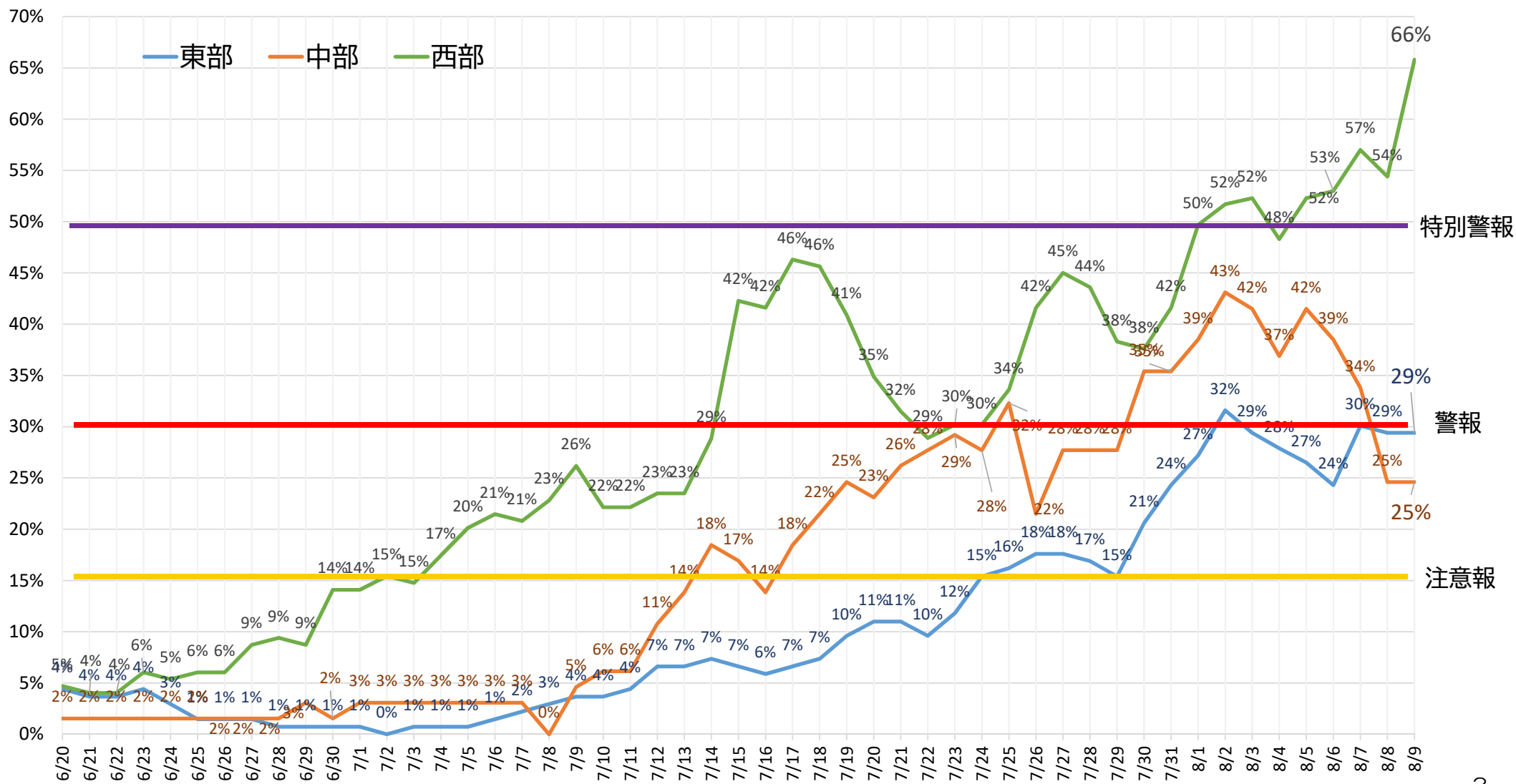
人



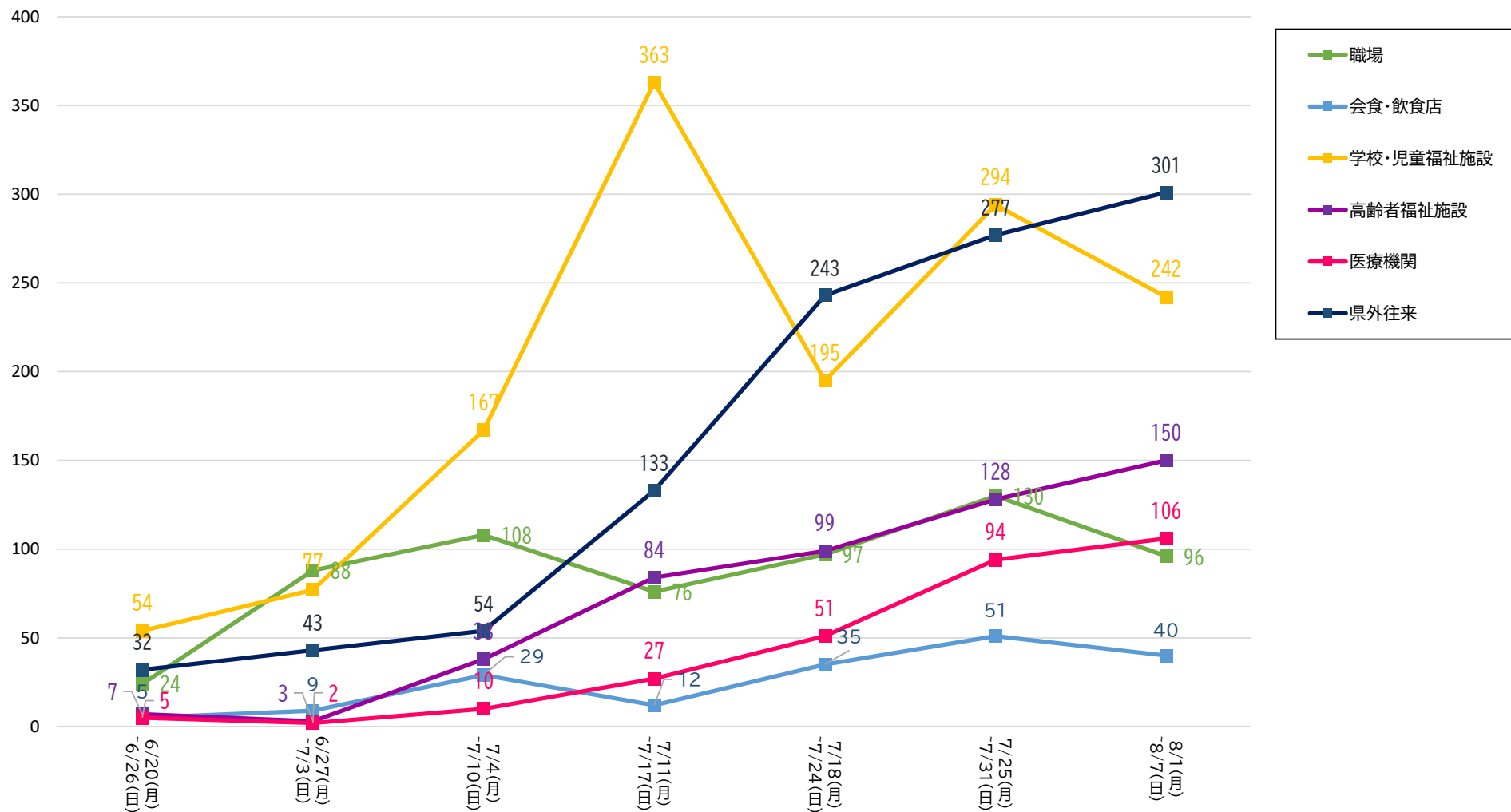
6/20~8/10保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	6,886	3,178	10,368	20,432

病床使用率の推移



推定感染経路別の推移(7日間計)



県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出

新規陽性者数が予想を上回る勢いで急拡大していることから、県内全域に「感染急拡大嚴重警戒情報」を発出します。

高齢者施設、医療機関での感染が増加し、医療がひっ迫し始めています。

また、県外往来や放課後児童クラブ、保育施設でも感染が増えています。換気やマスクの着用、密を避けるなど、特別の感染対策をお願いします。

地域	区分	備考
県内全域	感染急拡大嚴重警戒情報	8/10～

これ以上の感染拡大を防ぎましょう！

爆発的感染拡大が懸念される状況になりました
県民・市民が心を一つに感染防止対策をお願いします

御自身・御家族の夏休みを大切にするために
みんなで取り組みましょう



緊急統一アピール お盆・帰省期間は特別の感染予防を

全国で未曾有の感染拡大が続き、本県も医療不機能や命への危険が急速に高まっています

お盆・帰省時期を迎え、イベントや集まりなどの交流・接触の機会が増加し、感染の爆発的拡大を引き起こしかねず、この時期は「特別の感染予防」を実践していくことが大切です

感染防止対策の徹底やワクチン接種をすることで、みんなで「安心な夏休み」にしましょう！

- お盆でも正しいマスクの着用、密を避けるなど基本的感染防止対策を
- 県外往来の際は、帰省前と帰省後に積極的な無料検査の受検を
- 人が集まる場面では、家庭でもお店でも、エアコン中も換気を
- 宴席・会食時は大人数・大皿の取り分けを避け、黙食・マスク会食の徹底を
- イベント等の前後も含めて大騒ぎをしないなど、感染拡大を起こさない行動を
- 発熱などの症状があれば、電話をした上で、医療機関の受診を

鳥取県

鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 岩美町 若桜町 智頭町 八頭町 三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町

日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町

鳥取県医師会 鳥取県東部医師会 鳥取県中部医師会 鳥取県西部医師会

鳥取県看護協会

鳥取県薬剤師会

「鳥取県版 新型コロナ警報」 (8月10日現在)

西部地区に「特別警報」、東部地区及び中部地区に「警報」を発令しています。

BA.5の極めて感染しやすい特性から、県民の皆様には、高い緊張感をもって感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	警報	8/4～
中部地区	警報	8/2～
西部地区	特別警報	8/4～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
<最大確保病床使用率(8/8)> 東部(29.4%)、中部(24.6%)、西部(65.8%)
⇒西部地区において、急上昇しており、医療への負荷が増大しています。

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができています

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値（8月9日現在）	本県独自目安 （状況を踏まえ総合的に判断）		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	1,032.9人 (5,716人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	44.0% (154/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	2.1% (1/47床)	—	50%	

参考指標	数値(8月9日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	1,283.7人 (7,104人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	32.1% (5,716人/17,812件)
感染経路不明割合(直近1週間)	確認中

「BA.5対策強化宣言」へ

感染が急拡大している本県の感染状況を踏まえ、「BA.5対策強化宣言」発出を検討。政府・内閣府と協議を進めるとともに、本県独自の対策を順次導入する。

【本県独自の対策例】 ※状況に応じて、対策を順次導入

○社会福祉施設・医療機関 夏休み期間感染予防緊急対策

- ・ 県外からの帰省者等に伴い、社会福祉施設・医療機関職員がホテル等に自主隔離する際の宿泊費用等を助成
※法人等が職員に対して支援する場合にその費用を助成する

期 間:令和4年8月10日～8月31日

助成額:一人あたり一日6,000円以内を全額補助

○院内保育所クラスター防止特別対策

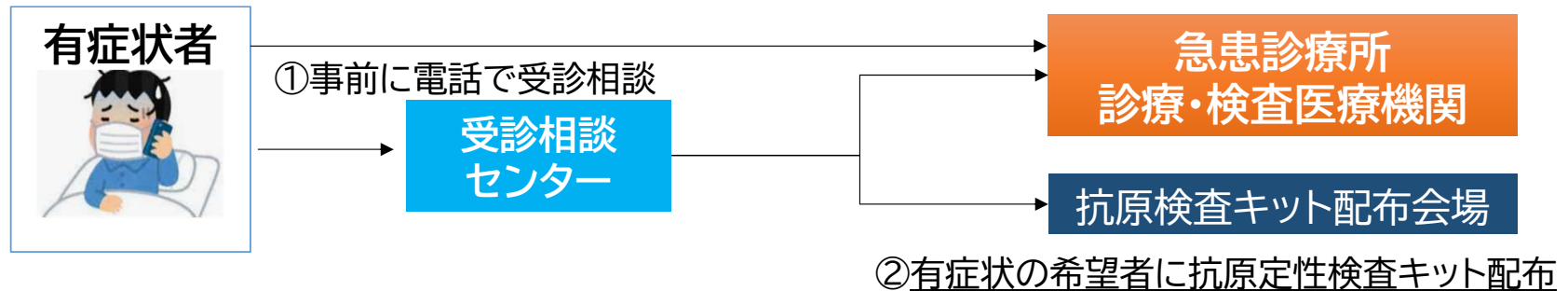
- ・ 職員が休みやすい環境・体制づくり、職員の抗原検査や無料PCR検査の呼びかけ
- ・ お盆期間中における可能な場合の家庭での保育を呼びかけ

○商工団体と連携したテレワーク導入等の推進

- ・ 本日(8月10日)、各商工団体に対して、感染対策に関する緊急申入を実施

お盆期間中の医療・相談体制

- ①受診の際は、事前に各医療機関又は受診相談センターへご連絡ください**
 - ・受診相談センターに加え、県庁にも相談窓口を開設(8/11~16特別体制を整備)
→新型コロナ対策本部 0857-26-7958(9:00~17:15)
- ②受診先が見つからない場合、有症状の希望者に抗原定性検査キット配布**
 - ・期間:8月13日~16日
 - ・場所:東部、中部及び西部に配布会場を開設
 - ・その他:予約が必要ですので、県ホームページ掲載の連絡先にご相談ください



お盆期間中の医療・相談体制

■ 受診の際は、事前に各医療機関又は以下の受診相談センターにご連絡ください。

受付時間	連絡先		
9:00～17:15	☎ 0120-567-492 FAX 0857-50-1033 上記につながらない場合は、新型コロナ対策本部(0857-26-7958、9:00～17:15)まで。		
上記以外の時間	東部 ☎ 0857-22-8111	中部 ☎ 0858-23-3135	西部 ☎ 0859-31-0029

■ 圏域ごとの急患診療所を中心に外来診療体制を確保します。また、診療・検査医療機関の一部が開院して受診相談センターから紹介された患者の診療に対応します。(東部:60、中部:32、西部:86、県計:178箇所)

12

区分	8/11(木祝)		8/12(金)		8/13(土)		8/14(日)		8/15(月)		8/16(火)		備考
	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	AM	PM	
東部 東部医師会急患診療所 (☎ 0857-22-2782)	9:00～17:00		19:00～22:00				9:00～17:00				19:00～22:00		内科・小児科
	19:00～22:00						19:00～22:00						
診療・検査医療機関の開院数	3	1	39	35	12	7	1	1	11	9	41	44	
中部 中部休日急患診療所 (☎ 0858-22-5780)	9:00～21:00						9:00～21:00						内科・小児科。※12:30～13:30、17:00～18:00は休憩
診療・検査医療機関の開院数	6	4	21	21	8	3	4	4	5	5	25	25	
西部 西部医師会急患診療所 (☎ 0859-34-6253)	9:00～22:00		19:00～22:00				9:00～22:00		19:00～22:00				内科・小児科
	10:00～17:00						10:00～17:00						
診療・検査医療機関の開院数	5	4	57	56	14	5	1		12	12	72	69	

■ 8/13～16の間、有症状で医療機関が見つからない方

東・中・西部に会場を設け、希望者に抗原定性検査キットを配布します。
予約が必要ですので、県ホームページ掲載の連絡先にご相談ください。

12

イベントの開催は慎重に検討してください！

大勢の人が集まる夏祭りやイベントの開催は、あらためて慎重な検討をお願いします。
開催される際には、準備段階から感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

県主催イベントの対応

換気・密・飲食等のリスクあるものは、中止、延期するなど開催を慎重に判断。

中 止

満天の星を見よう会 夏(8/12・大山青年の家)
シン・キョウリュウをつくろう！(8/20・博物館)
ファミリーキャンプ(8/27・船上山少年自然の家)、泥でアート！(8/27・博物館)

縮 小

「境港水産物地方卸売市場2号上屋開場セレモニー」(8/11・境港水産事務所)
・開場セレモニーは招待客のみに限定して開催、その他の開場イベントは全て中止

- ・100人以上のイベントを開催する場合、県へ**感染防止安全計画の届出**をお願いします。
- ・更に、500名以上のイベントは、県が現地事前点検を実施します。
- ・イベント前後の会合についても**万全の感染防止**をお願いします。

特措法第24条第9項による「**感染防止特別要請**」

全国と同様にBA.5系統の感染が急拡大しています。

命や健康、大切な人、医療、地域を守るため、みんなで協力して感染予防を徹底しましょう。

■ **区 域** 鳥取県全域

■ **期 間** 令和4年7月21日から8月31日まで

■ **要請内容**

- 飛沫を意識して、メリハリのある正しいマスク着用をお願いします。
- 感染リスクを下げるため、密を避けるようお願いします。
- 飛沫が付着しやすい共用物(電話機等)は、使用後に必ず消毒をお願いします。
- 基本的な感染防止対策の徹底やワクチンの追加接種をお願いします。
- エアロゾル感染が推測されるクラスターが発生しているので、換気が大切です。(エアコン使用時もこまめな換気をお願いします。)
- 人と人との距離の確保(2m程度)をお願いします。
- 宴席では、席を離れてお酌して回ることは控え、黙食・マスク会食をお願いします。
- 発熱等の症状があれば他の人に感染を広げかねません。命と健康を守るため、速やかに医療機関を受診しましょう。
- 感染不安がある方は、積極的に無料検査を受検しましょう。
- 御自身や御家族の体調不良の際には、出勤・登校をお控えください。

お盆期間中のワクチン接種(感染と重症化を予防しましょう！)

**感染が拡大する中、現時点での最良の手段として、
今あるワクチンを速やかに接種してください。**

(参考) 本県の3回目接種件数：350,362人 (62.9%) ※8月7日時点 全国：63.4%
4回目接種件数：75,099人 (13.5%) ※8月7日時点 全国：12.4%

お盆期間に接種可能な会場 ※個別医療機関でも接種可能です

<市町村集団接種会場・開催日>

鳥取市 福祉人材研修センター：13日(土) 米子市 ふれあいの里：13日(土) 14日(日)
倉吉市 市役所第二庁舎：14日(日) 境港市 済生会境港総合病院：12日(金) 13日(土)
岩美町 岩美病院：12日(金) 智頭町 智頭病院：12日(金)
伯耆町 農村環境改善センター：13日(土) ※時間等詳しくは各市町村にお問い合わせください

<県営会場・開催日>

イオンモール日吉津： 13日(土) (5~11歳の小児・18歳以上)
午後1時~4時
(最終受付時間：3時30分) 14日(日) (12~17歳の方)



クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況

疫学調査及び現地確認等の結果、条例に定める新型コロナウイルス感染症のクラスター（5人以上の患者集団）が以下のとおり発生したことが 8/9（火）に確認されたため、条例に基づき対応する。

1 クラスターと認められた施設等及び陽性者数

番号	発生施設等	特定施設	所在地等	陽性者数	陽性者確認日
302	社会福祉施設	○	鳥取市	13名	8/2～6
303	保育所	○	米子市	11名	8/3～6
304	高齢者福祉施設	○	米子市	8名	8/3～6

2 患者対応

陽性者は、施設内療養、宿泊療養または在宅療養を行う。

※速やかに発生要因について現地調査し、感染防止対策の指導・助言を行う。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（302例目）

社会福祉施設

陽性者数	所在地
利用者及び職員13名	鳥取市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は、8/3（水）から閉鎖している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（303例目）

保育所

陽性者数	所在地
保育所関係者11名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、当該施設は8/5（金）から感染場所と推定される一部のクラスを順次閉鎖し、施設運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「鳥取県版保育施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム等の立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

クラスター対策等に関する条例に基づく対応状況（304例目）

高齢者福祉施設

陽性者数	所在地
入所者及び職員8名	米子市

まん延防止のための措置（第6条）

- 施設管理者は、陽性者と接触した可能性のある全ての関係者の名簿を保健所に提出し、保健所はその名簿に基づき全ての者の検査を実施した。
- 県は、条例に基づき、施設管理者に調査への協力と感染拡大防止措置の実施を求め、その性質を考慮し、陽性者が使用していた箇所の消毒及び感染防止対策を行い、運営を継続している。

公表について（第7条）

- 施設管理者は全ての関係者に速やかに連絡していることから、公表しない。ただし、事実と反することが判明した場合、公表も視野に対応する。

必要な措置の勧告及び県の対応（第8条）

今後、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参酌し、クラスター対策特命チーム及び鳥取県新型コロナウイルス感染症対策専門家チームの立ち入りを行い、再発防止に向けて、感染防止対策の点検調査及び指導を実施していく。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（抄）

（まん延防止のための措置）

第6条 県内の施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、当該施設の設置者、所有者、若しくは管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設使用者」という。）は、直ちに、感染症予防法第27条から第33条までの規定により実施される措置と相まって、当該施設の全部又は一部の使用を停止するとともに、積極的疫学調査の的確かつ迅速な実施に協力（全ての従業者、利用者又は参加者に対する連絡を含む。）し、及び当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特定施設において、当該施設の設置者、所有者、管理者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合には、施設使用者は、県と協議の上、直ちに当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

（公表）

第7条 知事は、県内の施設において、施設使用者若しくはこれらの使用人その他の従業者又はその利用者若しくは当該施設を使用して開催される催物の参加者に係るクラスターが発生した場合において、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、発生した時期、施設又は催物の名称その他のクラスターが発生した施設又は催物を特定するために必要な事項及び当該施設又は催物におけるクラスター対策の状況を公表するものとする。ただし、施設使用者の協力によりクラスターが発生した施設又は催物の全ての従業者、利用者又は参加者に対して直ちに個別に連絡を行った場合は、この限りでない。

（必要な措置の勧告）

第8条 知事は、第6条第1項に規定する場合において、施設使用者が正当な理由がなく直ちに同項の規定による適切な措置をとらないときは、当該施設使用者に対し、期間を定めて当該施設の全部又は一部の使用の停止その他の当該施設又は催物における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策を適切に講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に係る施設又は催物について、当該勧告に従って新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置及びクラスター対策が適切に講じられたと認めるときは、直ちに、当該勧告を中止しなければならない。

3 知事は、第6条第2項の規定による協議を受けるとき並びに同条第3項の規定による協力金の給付、前条第1項又は第4項の規定による公表、第1項の規定による勧告及び前項の規定による勧告の中止をするときは、業種又は施設の種別ごとに県内の関係団体等により定められた新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための対策に関する指針であって知事が別に指定するものを参酌するものとする。

感染を責めることは誰にもできません

感染者や医療従事者に対する、心ない言動や誹謗中傷、いじめ、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。

新型コロナウイルスと闘う患者・家族、そして、治療にあたる医療従事者に対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むとともに、医療従事者をはじめ新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援しましょう。

ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。

障がい、病気等によりマスクをつけられない方への配慮をお願いします。

触覚・嗅覚等の感覚過敏などの障がいや病気等によりマスクを着けたくてもつけられない方がいらっしゃいます。不当な差別や偏見につながることはないよう、県民の皆様のご理解をお願いします。

感染したことで悩んだら、下記に相談してください。

<ところとからだの相談窓口>

相談機関	受付時間	電話	FAX
いのちの電話相談	12:00~21:00 (土日祝を含む)	0857-21-4343	—
県立精神保健福祉センター	8:30~17:15 (土日祝を除く)	0857-21-3031	0857-21-3034
鳥取市保健所		0857-22-5616	0857-20-3962
中部総合事務所倉吉保健所		0858-23-3127	0858-23-4803
西部総合事務所米子保健所		0859-31-9310	0859-34-1392